

【独立性判断基準】

当社は、以下のいずれの基準にも抵触しない者を独立役員として指定する。

1. 社外取締役

(1)現在及び就任前10年間に於いて、当社又は当社の子会社のいずれかに該当する者

- a.業務執行者（業務執行取締役・執行役員・従業員をいう。以下同じ）
- b.非業務執行取締役（ただし、非業務執行取締役への就任前10年間に当社又は当社の子会社の業務執行者であった者に限る）
- c.監査役（ただし、監査役への就任前10年間に当社又は当社の子会社の業務執行者であった者に限る）

(2)現在及び就任前10年間に於いて、当社の親会社のいずれかに該当する者

- a.業務執行者
- b.非業務執行取締役

(3)現在及び就任前10年間に於いて、当社の兄弟会社の業務執行者であった者

(4)現在及び就任前1年間に於いて、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者であった者

(5)現在及び就任前1年間に於いて、当社の主要な取引先又はその業務執行者であった者

(6)現在及び就任前1年間に於いて、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）であった者

(7)以下に該当する者（重要でない者を除く）の近親者

- a.現在及び過去1年間に於いて、当社又は当社の子会社の業務執行者であった者

(8)現在、当社の非業務執行取締役である者の近親者

(9)上記(2)～(6)のいずれかに該当する者（重要でない者を除く）の近親者

2. 社外監査役

(1)現在及び就任前10年間に於いて、当社又は当社の子会社のいずれかに該当する者

- a.業務執行者
- b.非業務執行取締役
- c.監査役（ただし、監査役への就任前10年間に当社又は当社の子会社の業務執行者、非業務執行取締役であった者に限る）

(2)以下のいずれかに該当する者（重要でない者を除く）の近親者

- a.現在及び過去1年間に於いて、当社又は当社の子会社の業務執行者であった者
- b.現在及び過去1年間に於いて、当社又は当社の子会社の非業務執行取締役であった者

(3)現在及び就任前10年間に於いて、当社の親会社の監査役であった者

(4)上記1(2)～(6)のいずれかに該当する者

(5)上記2(3)～(4)のいずれかに該当する者（重要でない者を除く）の近親者

※当社又は当社の子会社の業務執行者（重要でない者を除く）とは、業務執行取締役並びに部長・支社長及びこれに準ずる者以上の従業員をいう。

※近親者とは二親等以内の親族をいう。